

アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係る
リスク評価報告書概要
(案)

2024 年 6 月 4 日
消費・安全局 動物衛生課

I. 背景

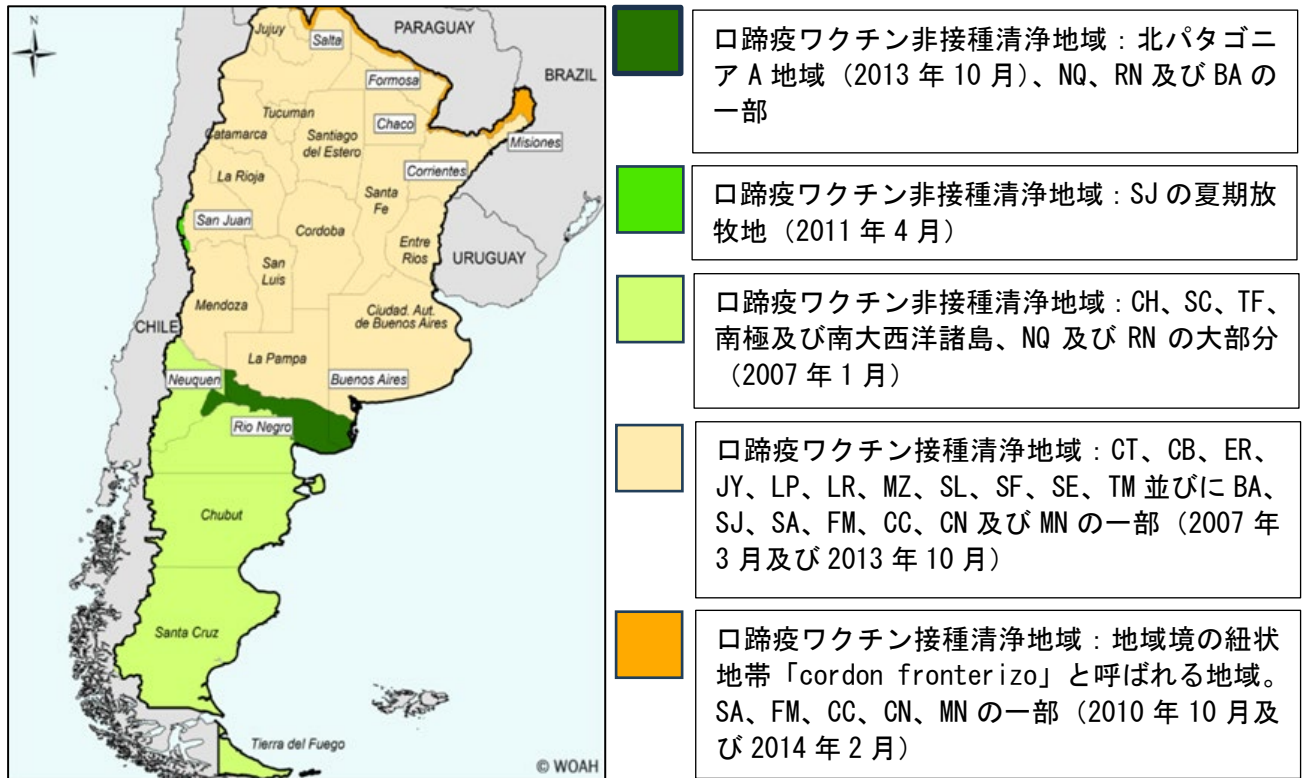
1. アルゼンチン当局より、国際獣疫事務局 (World Organisation for Animal Health、以下「WOAH」という。) によって「口蹄疫ワクチン接種清浄地域」として認定された北部地域からの脱骨した生鮮牛肉の輸入解禁の公式要請があった。
2. このため、「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準手続」(平成 20 年 3 月 31 日付農林水産省大臣訓令) に従い、アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入により口蹄疫が我が国に侵入するリスクについて、定性的な評価を実施した。
3. なお、アルゼンチン南部地域 (口蹄疫ワクチン非接種地域) 産の牛肉及び羊肉は、2018 年にリスク評価を行い、当該地域を家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 35 号) 第 43 条の表中欄に定める関連物品に対する禁止地域から除外した上で、輸入解禁している。

II. 評価事項

1. リスク評価の対象品目は、アルゼンチン北部地域において飼養及び畜された牛に由来する、冷凍又は冷蔵の牛肉 (牛舌、ハラミ及びサガリを含む、それ以外の内臓を含まない) で脱骨されたものとする。
2. リスク評価の対象とする北部地域は、ラパンパ州 (LP)、ブエノスアイレス州 (BA) (パタゴネス市以外)、メンドサ州 (MZ)、サンルイス州 (SL)、サンファン州 (SJ)、ラリオハ州 (LR)、コルドバ州 (CB)、サンタフェ州 (SF)、エントレリオス州 (ER)、コリエンテス州 (CN)、ミシオネス州 (MN)、チャコ州 (CC)、サンディアゴデルエステロ州 (SE)、カタマルカ州 (CT)、トゥクマン州 (TM)、フワイ州 (JY)、サルタ州 (SA) 及びフェルモサ州 (FM) とする。
3. 2024 年 9 月時点で、図 1 に示すとおり、WOAH は、南部地域を口蹄疫ワクチン非接種清浄地域、北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認定している。また、図 2 に示すとおり、コロラド川及びその支流のバランカス川という自然障壁によって、南部地域と分離されている。アルゼンチンは、チリ、ボリビア、パラグアイ、ブラジル

及びウルグアイと国境を接している。図 3 に示すとおり、いずれの国も WOAH によって口蹄疫ワクチン接種/非接種清浄国として認定されている。

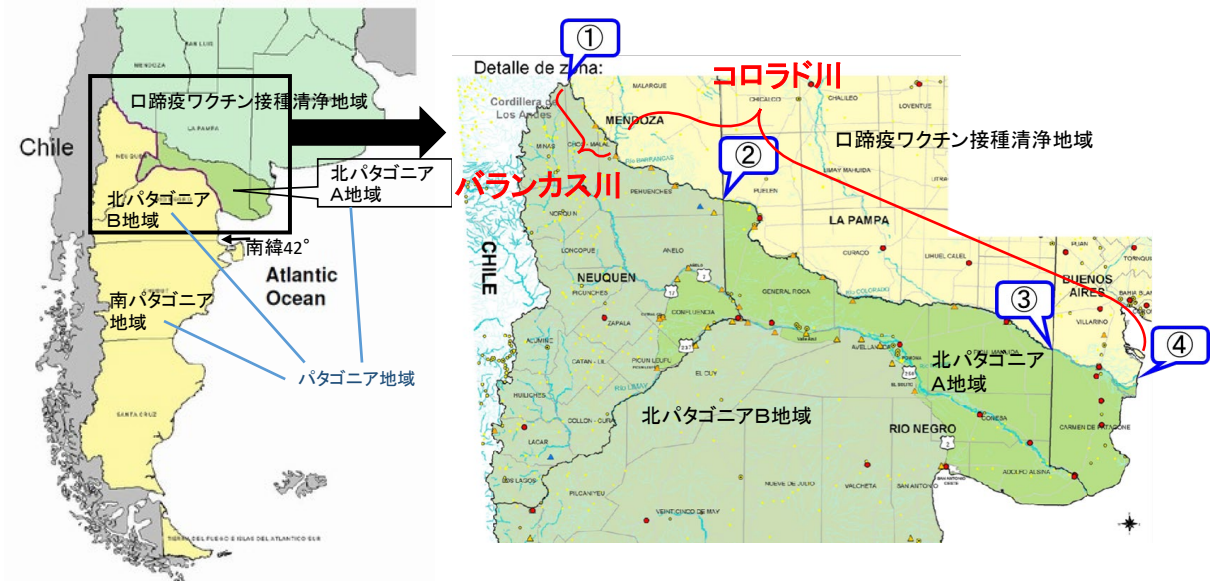
図 1 WOAH 認定するアルゼンチンの口蹄疫清浄地域¹



州 二つの異なる口蹄疫清浄地域にまたがる州
※括弧内の日付は WOAH に加盟国が申請書を提出した日付

¹ <https://www.woah.org/app/uploads/2023/08/fmd-argentina-eng-aug-2023.png>（2024 年 9 月閲覧）なお、2025 年 5 月に開催された WOAH 総会においてオレンジ地域と薄黄色地域が統合された。

図 2 北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）と南部地域（口蹄疫ワクチン非接種地域）の境界



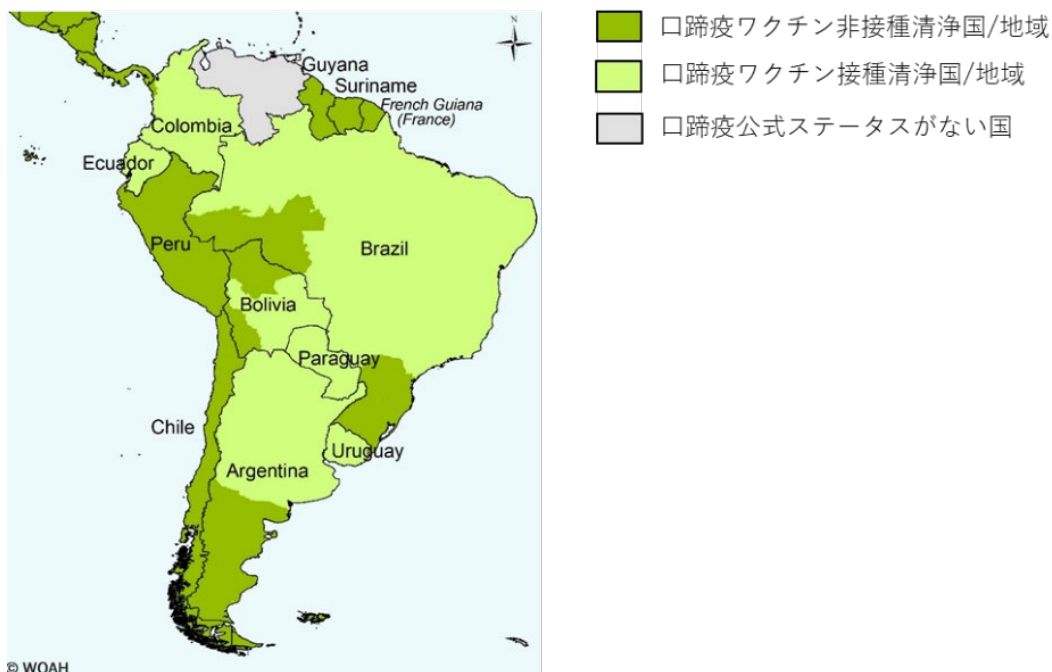
北部と南部を隔離する地理的・物理的障壁

①～②： バランカス川及びコロラド川（メンドーサ州とネウケン州の州境）

②～③： コロラド川（ラパンパ州とリオネグロ州の州境）

③～④： コロラド川（ブエノスアイレス州内）

図 3 WOAH によって認定された南米諸国の口蹄疫ステータス²



² <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>（2024 年 9 月閲覧）なお、2025 年 5 月に開催された WOAH 総会において、ブラジル及びボリビアの全土が口蹄疫ワクチン非接種清浄国として認定された。

Ⅲ. リスク評価（案）の概要

1. アルゼンチンの概要

アルゼンチンは、面積 278 万 km²（我が国の約 7.5 倍）、人口約 4,623 万人の南アメリカ南部に位置する 23 の州及び 1 つの自治市からなる連邦共和国である。北は亜熱帯に属し、熱帯雨林が形成され、西にアンデス山脈、東に国土の 25% を占める大草原（パンパ）がある。

大豆、小麦、牛肉、ワインなどの生産が盛んであり、牛肉の生産量は世界第 5 位（2024 年）である³。メルコスール加盟国であり、南米諸国と経済的に緊密な連携がある。

2. 口蹄疫の清浄性に関する情報

アルゼンチンは、2000 年に口蹄疫ワクチン非接種清浄地域として WOAH に認定されたが、直後（2000～2001 年）に口蹄疫がまん延したためステータスが停止された。その後、2008 年から 2014 年にかけて、WOAH により特定の地域ごとに順次口蹄疫ワクチン接種又は非接種清浄地域として認定されている。なお、アルゼンチン国内での口蹄疫の最終発生は、2006 年 2 月に CN で確認されたものである。

3. 獣医当局及び法制度

アルゼンチンの獣医当局は、国家農畜産衛生管理機構（Servicio Nacional de Sanidad y Calidad Agroalimentaria、以下「SENASA」という。）であり、SENASA が一元的に動物衛生及び食品安全に関する業務を所掌している。SENASA は、14 の地域センター及び 350 を超える地域事務所を有しており、中央から地方への指揮系統も明確である。

2024 年 6 月時点で、SENASA に所属する公的獣医師のうち、動物衛生関連業務に従事する職員は、本部で 18 名、地域センターで 370 名であり、食品安全及び品質管理に関連する業務に従事する職員は、本部で 16 名、地域センターで 394 名である。

口蹄疫ワクチン接種には、地方の非営利組織である ENTE（Entes Sanitarios Locales）が大きな役割を担う。

アルゼンチンでは、「動物衛生施行法」で動物衛生業務に係る政府組織の枠組みを規定し、「口蹄疫法」で口蹄疫対策の概要を規定した上で、口蹄疫に係る個別の措置や制度の詳細を決議等で規定している。口蹄疫発生時の対応、サーベイランス、施設（農場、家畜市場等）登録、個体識別及びトレーサビリティ、と畜前後検査、国境管理等、口蹄疫の管理に必要な規制が文書化され、整理されている。

³ Livestock and Poultry: World Markets and Trade, report of United States Department of Agriculture Foreign Agricultural Service

これらのことから、アルゼンチンにおいては、平時の動物衛生関連業務の遂行及び口蹄疫発生時対応について、家畜衛生管理体制及び法制度が適切に整備されていると考えた。

4. 家畜の飼養流通

アルゼンチン北部地域では、アルゼンチン全土の 98%にあたる約 5,300 万頭の牛が、北東部のパンパ地方⁴を中心に飼養されている。農家の規模別でみると、100 頭以下の牛を飼養する農家は、北部地域全体の飼養戸数の 41%を占めるが、国内の総飼養頭数に対する割合は 7%に過ぎない。101 頭以上 1000 頭未満の牛を飼養する農家が、飼養戸数及び頭数ともに総数に占める割合が 51%で、最も大きい。なお、家族経営の農家も約 1,400 戸存在する。

アルゼンチン全土で飼育される家畜を除く家畜の総数に占める牛の割合は 65%であり、牛と比較して豚及び緬山羊は飼育数が少ない。

酪農牛及び肉用牛の多くは放牧飼育されており、フィードロット又は畜舎内で飼養されているものは全体の 4%に過ぎない。家畜の取引に関して、家畜市場を介するものは北部地域で全体の 30%程度で、残りは直接取引される。

農場の登録は、その規模にかかわらず全ての農場に義務付けられている。SENASA が管理する農牧生産者登録簿（Registro Nacional Sanitario de Productores Agropecuarios、以下「RENSPA」という。）を用いて生産者及び農場情報を管理されており、これらの情報は随時更新されるほか、SENASA が RENSPA に登録された情報の精査を行う。

家畜市場等も SENASA への届出と登録が必要である。大規模なターミナル家畜市場は、BA に 1 つだけ存在する。その他に、家畜の展示を行う施設が多数存在する。

旋毛虫（*Trichinella* spp.）の感染防除を目的として、死亡した動物又は由来に依らない非加熱の臓器、家庭及び空海港で廃棄される厨芥残渣並びにその他の感染源となり得る危険なごみを豚に給餌することは SENASA 決議書第 1035/2024 によりアルゼンチン全土で禁止されている。また、家畜市場では、異状を認めた家畜を隔離するための牛房の確保、市場に出入りする車両の消毒等が義務付けられるほか、市場の開催期間終了後の空舎期間（48 時間以上）の確保等に関する規則があり、SENASA の職員によって動物の健康観察、証明書の確認やルールの順守状況のチェックが行われる。

家畜運搬後の車両は、SENASA 登録施設において洗浄及び消毒され、次回に動物を移動させる場合に、当該施設が発行する洗浄消毒及び車

⁴ BA、ER、LP、CB 及び SF

1 両管理の責任が署名をした洗浄消毒証明書の携帯が必要となる。

2 これらのことから、アルゼンチンの農場及び家畜市場等は SENASA の
3 監督の下で適切に管理されていると考えた。また、輸送時の車両消毒が
4 適切に実施されていると考えた。

5. 食肉関連施設

7 全てのと畜場及び食肉処理施設は、SENASA の認定を受ける必要があ
8 る。さらに、輸出用施設は、SENASA が書類審査や現地査察を行って、仕
9 向国が求める要件を満たしていることを確認した上で認定を受けるこ
10 とになる。

11 アルゼンチン北部地域における牛の年間と畜頭数は 1,185 万頭であ
12 り、牛肉の生産量は 273 万トンである。牛を取扱う認定と畜場は、アル
13 ゼンチン北部地域に 138 施設が存在し、このうち輸出用施設は 126 施
14 設で 91%を占めている。

15 全てのと畜される動物に対して、と畜前後検査を実施することは
16 Decree 4238/68 で義務付けられている。SENASA 所属の統括獣医官が、
17 と畜前後検査に対して一義的に責任を有する。実際の検査業務は、統括
18 獣医官監督の下で、獣医検査官及び獣医補助員が実施する。また、
19 SENASA によって登録された民間の獣医師もと畜前後検査を実施するこ
20 とができる。と畜前後検査を実施する者は、SENASA の配布文書第 4346
21 号に沿って教育及び訓練を受ける。と畜前検査では、跛行や口蹄疫を含
22 む伝染病の罹患の有無を確認する。と畜後検査では、蹄部、口唇部及び
23 鼻部の水疱性病変並びに頭部、枝肉及び内臓の検査を行う。食用に適さ
24 ないとされたものは明確に区別され、廃棄される。なお、両検査で口蹄
25 疫が疑われる場合には、直ちにすべての作業を停止し、「11. 口蹄疫発生
26 時の対応」に記載される措置を執る。

27 仕向国が脱骨及び熟成を輸入条件として課している場合、冷蔵庫及
28 び食肉処理施設において、SENASA 監督の下、脱骨熟成が行われる。

29 これらのことから、アルゼンチンのと畜場及び食肉処理場は SENASA
30 監督の下で適切に管理されていると考えた。万一、と畜対象の牛が口蹄
31 疫に感染していた場合でも、何らかの臨床症状を呈していれば、十分に
32 摘発は可能であると考えた。と畜場と農場の間を移動する車両につい
33 ても洗浄及び消毒が適切に実施されており、と畜場及び出入りする車
34 両を介して口蹄疫が拡大するリスクを低減するための措置が講じられ
35 ていると考えられた。また、輸出される牛肉が輸入条件に準拠した製品
36 となるような管理体制が SENASA によって整備及び運用されており、脱
37 骨熟成等の個別条件に対しても、当該条件に合致した製造が可能な体
38 制が整備されていると考えた。

6. 個体識別及びトレーサビリティ制度

牛及び水牛を対象に、離乳時又は最初の移動時までには個体識別番号が付与され、耳標を用いて識別管理される。一方、豚や緬山羊は群単位で識別される。耳標番号を検索することで、耳標の購入者及び耳標を装着した施設を確認することができる。

家畜の移動は、SENASA が管理する統合家畜衛生管理システム（Sistema Integrado de Gestion de Sanidad Animal、以下「SIGSA」という。）を通じて群単位で管理される。SIGSA 上には家畜の農場間並びに農場及びその他の施設間での移動履歴が保存されるほか、RENSPA ともリンクされ、関係者が該当施設の詳細情報等も参照することができる。全家畜の移動に当たっては、SIGSA 上で発行される電子移動記録書（documentos de tránsito electrónico、以下「DT-e」という。）が必要となる。すなわち、移動に際して SENASA の許可が必要である。

と畜場到着後は、DT-e と紐付ける形で、バッチ（群）番号が付される。以後の工程ではバッチ単位で管理が行われ、統合食品安全品質管理システム（Sistema Integrado de Gestión de Inocuidad y Calidad Agroalimentaria、SIGICA）及び食品安全品質証明管理システム（Sistema de Certificación de inocuidad y calidad agroalimentaria、以下「SIGCER」という。）を通じてと畜の許可や輸出証明書の発行がなされる。最終製品にはバッチ番号が表示されており、この番号をもとに出荷元の農場まで遡ることができる。

これらのことから、家畜の移動は SENASA が適切に管理及び監督しており、最終製品から出荷元農場を遡る体制が整備されていると考えた。また、家畜の移動には、SENASA の発行する DT-e が必要であることから、SENASA が必要に応じて適切に家畜の移動に制限を課すことができると考えた。また、口蹄疫等の疾病が発生した際には、発生農場にて同時期に飼養されていた動物の移動履歴を追跡することにより、迅速に疫学関連農場を特定することが可能であると考えた。

7. 検疫

（１）輸出入検疫

アルゼンチンは、主に近隣諸国より牛豚を、豪州や NZ より緬山羊を輸入しているが、年間の輸入量は、牛及び緬山羊については数十頭、豚については多い時で数千頭と限定的である。生鮮牛肉や豚肉についても近隣諸国より輸入しているがその量は数百～数千トンとこちらも限定的である。他方、牛肉及び内臓（加工品を含む）は、米国及び EU 諸国を含む多くの国に対して輸出可能であり、2023 年には年間 74 万トン

と世界有数の規模の輸出量を誇る。

生体や畜産物等の輸入に際しては、国際空港及び国境地点に設置される 100 か所超の国境検疫ポイントにおいて SENASA による検査が行われる。畜産物については、書類審査及び開梱検査が行われるほか、車両の貨物の目視検査や、手荷物の X 線検査が実施される。生体は、仕向先農場において一定期間隔離検疫が行われ、異状がなかった場合のみ解放される。また、厨芥残渣も適切に処理がなされている。なお、偶蹄類動物及びそれ由来の物品に関しては、WOAH により口蹄疫（ワクチン接種及び非接種）清浄と認められている国又は地域からのみ輸入を認めている。さらに、口蹄疫ワクチン接種清浄国又は地域からアルゼンチンの口蹄疫ワクチン非接種清浄地域に向けて生鮮牛肉を輸出する場合には、脱骨、リンパ節の除去、2℃で 24 時間以上の熟成が求められるとともに、pH 6.0 未満となっていること等を相手国等に確認するよう要求している。近隣諸国において口蹄疫が発生した際には、速やかに衛生警報を発出するための決議が SENASA によって採択され、国境での検査官を増員や対策の強化が図られるとともに、当該発生国又は地域からの輸入を停止する。

これらのことから、アルゼンチンにおいては、口蹄疫が侵入しないための輸入検疫措置が適切に執られていると考えた。

アルゼンチンより輸出される牛肉については、SENASA 所属の公的獣医官が書類審査及び現物審査を行い、仕向国の輸入条件を満たしたことを確認した上で、サイン済みの輸出検疫証明書が発行される。また、アルゼンチンで口蹄疫が発生した場合には、貿易相手国に速やかに情報提供をすると共に、口蹄疫清浄国であることが輸入条件に定められている場合には、直ちに輸出検疫証明書の発行を停止する。なお、米国は 2018 年から、また EU は 2010～2016 年に脱骨熟成を含む輸入条件の下でアルゼンチン北部地域から牛肉を輸入しているが、2024 年 9 月現在米国又は EU において口蹄疫の発生は確認されていない⁵。

これらのことから、アルゼンチンでは、仕向国の輸入条件を満たした牛肉を生産及び輸出する体制が整備されていると考えた。また、脱骨熟成は WOAH コードでも認められた口蹄疫ウイルスの不活化処理法であり、当該条件を課すことによって、輸入牛肉を介した口蹄疫の導入リスクは

⁵ 諮問後に、ドイツ、ハンガリー及びスロバキアにおいて口蹄疫が発生。血清型はどれも O 型であり、ドイツで分離されたウイルスは 2024 年にトルコで分離された株と、ハンガリー及びスロバキアで分離されたウイルスは 2018 年にパキスタンで発生した口蹄疫の株をゲノム配列が類似していると EU が公表しているおり、いずれも南米由来ではないと考えられる。

https://food.ec.europa.eu/animals/animal-diseases/diseases-and-control-measures/foot-and-mouth-disease_en

相当程度低くなると考えた。

(2) アルゼンチン北部地域及び南部地域間の検疫

北部地域と南部地域は川を境界に区分されており、境界に 12 か所の検疫ポイントが設置されている。検疫ポイントでは通行する全ての車両について、DT-e 等の書類を確認すると共に、目視検査や手荷物の X 線検査が実施される。

南部地域から北部地域へ口蹄疫の感受性動物を移動させることには制限はないが、SENASA による移動許可 (DT-e の発行) が必要である。畜産物については、北部地域から南部地域への移動に関しては衛生条件が設けられているものの、南部地域から北部地域への移動に関して特段の衛生条件は設定されていない。

仮に南部地域で口蹄疫が発生した場合には、南部地域から北部地域への動物の移動を禁止する法令上の規則は存在しないが、アルゼンチン当局が速やかに DT-e の発行を停止することで移動を停止させることは可能であると考えた。ただし、畜産物については移動を制限する規則及び制度が存在せず、現在アルゼンチン当局より提出されている情報のみでは、畜産物を介した北部地域への口蹄疫の広がりを抑えることができるとの判断には至っていない。

これらのことから、アルゼンチンでは、南部地域での口蹄疫の発生を想定した南北地域間の検疫措置が十分整備されておらず、仮に南部地域で口蹄疫が発生した場合に、北部地域に感染が侵入、拡大しないか否かについてさらなる確認が必要であると考えた。

8. 診断機能

口蹄疫の診断、アクティブサーベイランス及び抗体保有率の検査は、ナショナルラボラトリーである動植物検査総局 (La Dirección General de Laboratorios y Control Técnico、以下「DGLyCT」という。) が実施する。DGLyCT は、ISO17025 の認定を受けており、また国際的なレファランスラボラトリーが実施する外部精度管理にも参加している。口蹄疫の診断は、WOAH マニュアルに沿って、ウイルス分離、ELISA 及び/又は RT-PCR が行われる。

ただし、口蹄疫ワクチン接種を行った動物に対して口蹄疫の検査を行う際には、以下の問題点がある。

- ・ ワクチン接種動物に対する検査法として、非構造タンパク質に対する抗体を検出する ELISA を行い、引き続き EITB やウイルス分離を行うとともに血清型を同定する。このため、確定診断に時間がかかる。

・ ワクチン接種動物が野外の口蹄疫ウイルスに感染した場合には、臨床症状が見えづらくなることに加えて、口蹄疫ワクチン株に対する抗体を保有するため体内でウイルスが十分に増殖せず、野外ウイルスに対する抗体産生量が ELISA で検出できるレベルに達しない、又は検出できるレベルに達するまでに時間を要する。このため、ワクチン非接種動物と比較して、ワクチン接種牛群内における野外ウイルスの感染を早期に摘発することが困難。

これらのことから、アルゼンチンでは口蹄疫の診断及びサーベイランスを適切に実施できる体制が整っているものの、口蹄疫ワクチンの接種を行っているアルゼンチン北部地域については、確定診断に至るまでに時間を要することや臨床症状が見えづらくなることから、摘発が遅延する可能性が無視できないと考えた。

9. ワクチン接種

アルゼンチン北部地域では、2001 年より国家口蹄疫撲滅計画に従い、牛及び水牛に対してワクチン接種を行っている。アルゼンチン政府は、国内の家畜に対する国内外に存在する感染リスクが十分低減したとの根拠が得られれば、将来的にワクチン接種を停止する予定であるとしているが、2024 年 11 月時点でワクチン接種を停止する予定はないとの回答を受けている。

使用するワクチンは、4 つの製造用株（01 Campos、A24 Cruzeiro、A Argentina 2001、C3 Indaial）を用いた不活化ワクチンで、2024 年 9 月時点で、全てアルゼンチン国内で製造されている。製造施設及びワクチンは DGLyCT によって承認登録されている。ただし、2025 年 3 月 1 日よりワクチンの主剤を構成する株から C3 Indaial 株が除かれる。SENASA は、ワクチン接種業務全般（流通、保管管理等を含む）を ENTE に委託している。実際にワクチンを接種行うのは、SENASA によって認定されたワクチン接種員である。計画的ワクチン接種は、北部地域ほぼ全域を対象に年に 2 回実施され、うち 1 回は全ての牛及び水牛、残り 1 回についてはマイナーな区分に分類される動物⁶を対象に接種を行っている。ワクチンの接種履歴は SIGSA に登録されており、当該履歴を精査することで接種漏れを防いでいる。

これらのことから、アルゼンチン北部地域では、ワクチンの管理及び接種が国主導で適切に実施されていると考えた。

10. サーベイランス

⁶ 子牛（Calf）、未経産牛（heifer）、繁殖用雄牛（bull）、若齢牛（yearling）、若齢去勢牛（young steers）及び去勢牛（steer）が該当する。

アルゼンチンでは、家畜のパッシブサーベイランスに加え、血清を用いたアクティブサーベイランスとして、①おとり子牛のサーベイランス及び②免疫付与の確認及びウイルス循環を否定するためのサーベイランスが実施される。

アルゼンチンでは、口蹄疫は通報対象疾病として規定され、口蹄疫疑い事例を確認した者は、家畜であるか野生動物であるかに関わらず SENASA への通報義務が課されている。国内では毎年 4～7 件の水疱性疾病の疑い事例がアルゼンチン全土から SENASA に通報されるが、いずれも口蹄疫は否定されている。

上記①のおとり子牛のサーベイランスは、2018 年より実施されており、毎年アルゼンチン北部中央及び国境地帯で飼育されているワクチン接種前の子牛を対象に、384 施設から 5,760 の血清サンプルを採取して口蹄疫の検査を実施している。2021 年から 2023 年にかけて実施した検査の結果、全て陰性であった。

上記②のうち、ウイルス循環を否定するためのサーベイランスは、①と同様の血清を用いたサーベイランスだが、対象とする牛の年齢等が異なり、対象は 6～24 ヶ月齢のワクチン接種済みの牛である。2023 年には 397 施設より 4,189 サンプルが、2021 年には 543 施設より 6,761 サンプルが採取され、検査に供されている。その結果、2023 年には 1 検体、2021 年には 3 検体で陽性となったが、追加の試験によりいずれも野外株の感染は否定されている。

上記②のうち、免疫付与を確認するためのサーベイランスについては、2020 年から再開されたサーベイランス検査であり、A24 株及び 01 Campos 株に対する抗体価を調べ、カットオフ値を 1.9～2.4 に設定した場合に何割の牛がこれを上回る抗体価を保有しているか調べるものである。サンプル数は毎年異なり、2023 年には 9,284 検体、2021 年には 6,742 検体、2020 年は 5,305 検体であった。A24 株に対しては 79～90% の牛が、また、01 Campos 株に対しては 72～86% の牛が十分な抗体を保有していると判断された。

野生動物のサーベイランスも実施しており、国内に棲息する口蹄疫感受性動物種であるシカ、ペッカリーや野良豚に加えて、バクやカピバラを対象に、捕獲時に血清を採取して検査を実施している。検査数は毎年変動し、2023 年には 81 検体、2022 年には 70 検体、2021 年には 154 検体を検査しているが、2009 年以降に実施された検査では全て陰性であった。

これらのことから、2024 年 9 月現在、アルゼンチン北部地域において口蹄疫ウイルスの循環は見られず、飼育されている牛等も十分抗体を保有しており口蹄疫がまん延する状況にはないと考えた。しかし、ワ

クチン接種牛等には明らかな症状を呈さない個体もいるため、パッシブサーベイランスが十分有効に機能しない可能性やワクチン非接種群での検知と比較して検知力が劣ることについては留意が必要と考える。

1 1. 口蹄疫発生時の対応

アルゼンチンでは、国家口蹄疫封じ込め計画を始めとした複数の法律等により、口蹄疫早期摘発のための通報及び発生時の防疫体制が整備され、必要な教育訓練及び啓発活動が実施されている。口蹄疫が疑われる場合は、SENASA 地方事務所に通報されるとともに、DGLyCT で診断が行われ、発生が確定した場合には直ちに家畜の移動制限、殺処分、緊急サーベイランス等の措置が講じられるとともに、必要に応じて緊急ワクチン接種も行われる。

これらのことから、アルゼンチンでは、口蹄疫発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されていると考えられる。ただし、以前北部地域のパラグアイとの国境付近で口蹄疫の発生が確認されており、国外からの違法な家畜の移動が原因であると推測されていることを考慮すると、周辺国で口蹄疫の発生が確認された場合には、アルゼンチン北部地域に口蹄疫が侵入するリスクは無視できないものと考えた。

1 2. 牛舌のリスク評価

アルゼンチンでは、年間約 1 万トンの牛舌を生産しており、国内外で人の食用に供されている。主にロシア、タイ、香港等に毎年 6 ～ 7 千トンの牛舌が輸出されている。アメリカ合衆国、ドイツ及び日本向けにも牛舌の輸出実績がある。[ただし、日本向けのはアルゼンチン南部地域に由来するものである] 他の生鮮肉と同様に、輸出用の牛舌を取扱うと畜場及び食肉処理場は SENASA によって認定を受ける必要がある。

と殺時に、舌を含む頭部には関連番号が付される。その後、頭部より牛舌が切り離されるが、その際には牛舌にスタンプ等での識別はなされない。ただし、アルゼンチン当局の作成した文書に従い熟成される場合には、牛舌を個別の関連番号で識別される。SIGSA によって発行された DT-e を元に、SIGICA によって群単位のバッチ番号が付され、それに紐付ける形で SIGCER を用いて輸出検疫証明書が発行される。[よって、と体に紐付ける関連番号を用いて牛舌を識別していれば、輸出検疫証明書より出荷元農場まで遡ることができる。]

牛舌はと畜後検査の対象でもあり、この検査に合格しなかった牛舌又はと体は生産ラインから排除される。

牛舌については、適切な熟成処理が行われれば、骨格筋と同様に、口蹄疫ウイルスが不活化する。アルゼンチンには舌の熟成に係る法律等

は存在せず、国内消費用の牛舌については熟成処理は行っていない。さらに、牛舌を熟成することを輸出条件とする国は存在せず、牛舌を熟成処理している実績もないが、今般の要請に当たり、日本向けに輸出される牛舌の処理及び熟成工程を記した文書がアルゼンチン当局から日本の獣医当局宛てに提出されている。当該文書には、2～4℃で24時間以上牛舌を熟成し、全ての牛舌について中間部および近位部の2箇所測定して、pH6.0未満であることを確認し日本に輸出すると記載されている。また、測定時にpH6.0以上の牛舌については、日本向けから除外されるとも記載されている。

これらのことより、当該提出文書の内容が正しく履行されれば、製品中に口蹄疫ウイルスが生存しているリスクを無視できるレベルまで低減させた牛舌のみを日本へ輸出することが可能であると考えた。[また、輸出検疫証明書の記載内容に基づいて当該牛舌が由来する個体を出荷した農場まで遡ることも可能と考えた。]

ただし、アルゼンチンは熟成した牛舌を他国に輸出した実績が無いこと、また、現地調査時に牛舌の処理及び熟成工程を確認していないことから、アルゼンチンにおいて牛舌の輸出体制が整った段階で適切な体制が整備されているかを日本側が確認する必要があると考えた。

IV. 結果

これらの点を考慮すると、本報告書に記載されている動物検疫やサーベイランス等の体制が維持されている前提でアルゼンチン北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認めることは適切と考えた。

一方で、アルゼンチン北部地域は、周辺国で口蹄疫が発生した場合に、口蹄疫が侵入するリスクが無視できないこと、口蹄疫ワクチン接種動物群はワクチン非接種動物群と比較して、パッシブサーベイランスが必ずしも有効に機能しないこと、そのため確定診断まで時間を要することなどから、ウイルスの侵入から摘発までの期間が遅延する可能性があるとも考えた。

また、その他にも以下の点に留意が必要と考えた。

- ・ アルゼンチン南部地域で口蹄疫が発生した場合を想定した南北地域間の検疫措置が十分考慮されていないこと。
- ・ 牛舌について、熟成処理して製品を他国に輸出した実績がないこと

以上のことから、留意点に応じた以下の適切なリスク管理措置を課すことで、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入により口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低くなると考えた。

- 1 ① 口蹄疫ワクチン接種地域であるアルゼンチン北部地域の口蹄疫ステ
2 ータスは、WOAH に口蹄疫ワクチン非接種清浄国として認定されてい
3 る我が国と全く同等とはいえない。このため、輸入を認める際には、
4 法令上、アルゼンチン北部地域を家畜伝染病予防法施行規則（昭和
5 26 年農林省令第 35 号）第 43 条の表中欄に定める関連物品に対する
6 禁止地域として維持した上で、家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項に基
7 づく「輸入禁止地域を経由したもので農林水産大臣の指定するもの」
8 として以下の条件を満たした畜産物のみ輸入可能であると規定する
9 こと。
- 10 ・ 我が国に向けて輸出される牛肉は、サーベイランス等の結果、疾
11 病の発生やその疑いがある農場として SENASA の監視下におかれ
12 ていない農場でのみ飼養された牛に由来すること。
 - 13 ・ 脱骨に加えて、熟成処理（牛肉を摂氏 2 度以上に保った室に 24
14 時間以上保管し、pH6.0 未満となったもの）を行うこと。
- 15 ② アルゼンチン南部地域において口蹄疫の発生が認められた場合は、
16 アルゼンチン北部地域からの輸入も停止すること。アルゼンチン北
17 部地域に口蹄疫が拡大する恐れがないことを確認するまでは停止措
18 置を継続すること。
- 19 ③ アルゼンチンからの牛舌の輸入を認める場合には、同国における牛
20 舌の輸出体制が整った段階で、適切な体制が整備されているかを日
21 本側が予め確認をすること。